

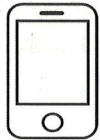
ワンストップ特例が無効となったことにより、

- ① 確定申告書の提出が必要となった方
- ② 提出済の確定申告書に寄附金控除を追加する方

ご自宅から、スマホで手続きすることができます！

(注) このお知らせは、スマホで確定申告又は更正の請求を行う方法を説明しています。

STEP 1 : ご準備いただくもの（マイナンバーカード方式）



スマホ



アプリ
「マイナポータル」



マイナンバー
カード

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

※ パスワードを
お忘れの場合
(外部サイト)

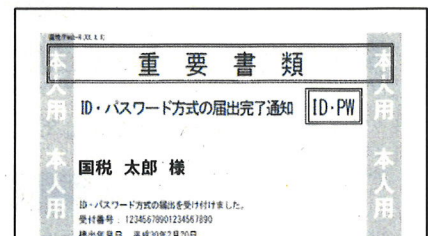


- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

《ID・パスワード方式で申告書を送信する場合》

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、この通知に記載された①ID(利用者識別番号)、②パスワード(暗証番号)を入力して送信できます。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード方式が普及するまでの暫定的な措置です。マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。



STEP 2 : 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

右二次元コードを読み取り、又は 「作成コーナー」で検索

※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。⇒

Safari



Google
chrome



STEP 3 : 画面の案内にしたがって入力

① 確定申告が必要となった方

➤ 「確定申告書」の作成・提出

ふるさと納税先の自治体数が5団体を超えるなど一定の方は、ワンストップ特例の適用ができません。令和6年分の確定申告をしていない方で、所得税及び個人住民税において、ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要があります。

② 提出済の確定申告書に寄附金控除を追加する方

➤ 「更正の請求書」の作成・提出

ふるさと納税に係る寄附金控除を適用せずに令和6年分の確定申告をした方は、当初の確定申告の内容に寄附金控除を追加して税額計算を行う「更正の請求書」の提出が必要です。

(裏面もご覧ください)

「確定申告書」の作成・提出

確定申告書の作成 YouTube 国税庁動画チャンネル

スマートフォンでふるさと納税に関する寄附金控除の入力を行う方法をご案内しています。



マイナポータル連携

マイナポータル連携で、寄附金受領書データを取得すると、確定申告書等作成コーナーの寄附金控除に関する事項について自動入力できます。
※ご利用には事前準備が必要です。



「更正の請求書」の作成・提出

更正の請求書作成の入力例



- スマートフォンによるふるさと納税に係る更正の請求書の入力方法を説明しています。
- 既に提出した確定申告書の内容を申告書控えに基づき入力した後、ふるさと納税に関する事項を入力します。
- 当初の申告を確定申告書等作成コーナーで行い、その申告書データ(.data形式)の保存がある場合には、これを読み込むこと(「ファイルを選択」)により確定申告書控えの入力に代えることができます。

(注1) 上記更正の請求の入力例は、令和5年分となっていますが、令和6年分を作成時する場合には「令和6年分」を選択してください。
(注2) 入力の結果、所得税額の異動がない場合、「入力に誤りがない場合は、更正の請求又は修正申告の必要がないと思われます。」というメッセージが表示されます。この場合は、市民税・都民税の申告が必要な場合がありますので、町田市財務部市民税課(042-724-2114、2115)にお問い合わせください。

STEP 4 : e-Taxで送信

マイナンバーカードをかざして送信 ※ID・パスワード方式による送信又は印刷して郵送提出することもできます。

STEP 5 : 寄附金受領書等の提出

《確定申告》

- 1 e-Tax で送信し、寄附金受領書の内容の全てを入力した方
寄附金受領書等の添付書類の提出は不要です。
- 2 上記以外の方
ふるさと納税に係る寄附金額の合計額のみを入力した方や書面で確定申告書を提出する方は、寄附金受領書を提出する必要があります。

《更正の請求》

ふるさと納税を適用する更正の請求書には、寄附金受領書の添付が必要です。なお、e-Tax で送信する方は、寄附先から交付を受けたデータを送信することも可能です。

※ 申告する所得区分や適用する控除などにより、上記以外の書類が必要な場合があります。
また、更正の請求については、後日税務署から当初申告の内容を確認できる書類の提出を求められる場合があります。

税務署にご来署して手続きをする場合

電話により事前に相談日時等をご予約いただいています。ご予約のない方の相談は受け付けておりませんので、ご注意ください。

(注) 税務署における事前予約の相談は、大変込み合っているため、ご希望の日時に予約できない場合があります。自宅からのe-Taxによる手続きをお勧めします。

町田税務署 042-728-7211 個人課税第1部門(内線313または314)

(上記電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。)